

研究論文

カナダ・マニトバ州における保護者による学校運営参加の制度と実態

平田 淳*

The Institutional Design and Realities of Parental Involvement in School Administration in the Province of Manitoba, Canada

Jun HIRATA

【要約】カナダ・マニトバ州では、学校運営への保護者参加の制度として従来から保護者協議会が存在するが、1996年の立法により従来より強い権限と責任を有するACSLが制度化された。この立法によって保護者の学校運営参加はより活発なものとなることが想定されたが、調査実施時点においては想定通りには機能はしていない。しかし少なくとも委員となった保護者の学校運営参加への意識は高まる傾向にあった。

【キーワード】カナダの教育、開かれた学校づくり、保護者協議会

はじめに

筆者はこれまで、管理職や教員代表、保護者代表、学校段階によっては生徒代表が参加して学校運営に関する合意を形成する合議制機関である、いわゆる「学校協議会」の取組みについて、日本・カナダ両国に関して研究を行ってきた。日本に関しては（平田，2007）において一定の成果を得た。他方で、カナダは10の州と3つの準州によって構成される連邦国家であり、教育に関する管轄権限は第一義的には州政府にある。隣国アメリカにあるような、教育に関する連邦オフィスも存在しない。つまり、州・準州の数だけ異なる教育制度が存在することになり、学校協議会の取組みに関しても、州・準州によって異なる枠組みを持っていることになる。筆者はこれまで、（平田，2003a）及び（平田，2003b）において諸州の学校協議会制度化の概要について見てきた。またいくつかの州、たとえばオンタリオ州（平田，2000）、ブリティッシュ・コロンビア（以下、「BC」）州（平田，2012）、ユーコン準州（平田，2014）、サスカチュワン州（平田，2015）、について各州の学校運営参加に関する制度設計と実態についてある程度細かく見てきた。

本稿においては、マニトバ州における学校協議会の制度と実態について検討することとする。マニトバ州で学校協議会類似の組織が制度化されたのは1996年である。1990年代半ばのマニトバ州では、進歩保守党（Progressive Conservative Party: PC）政権下で新保守主義・新自由主義的教育改革が行われていた。このころ学校選択制が導入されているのはその証左と言えよう。それは1970年代に始まる連邦レベルにおける経済停滞が1980年代末には新保守主義・新自由主義的政策の採用につながったのだが、それは州レベルについても当てはまり、1993年度には全州が赤字であったことに影響されている（岩崎，2002）。オンタリオ州（平田，成島，坂本，2003）やアルバータ州（平田，2010）でも同時期に同じ方向性の改革が実施されており、これら諸州の当時の改革状況との比較の視点を提示するというのが、マニトバ州を対象とした理由の一つである。また、筆者は2014年3月にサスカチュワン州

*佐賀大学大学院学校教育学研究科

の学校協議会調査を行った（平田，2015）が，マニトバ州とサスカチュワン州は隣接する州であり，類似点も多い。マニトバ州選定は，サスカチュワン州との比較という視点も含んでいる。

カナダの他の州同様，マニトバ州政府の中で教育を担当するオフィスは州教育省であり，教育相（Minister of Education）の下，種々の担当部署が置かれている。カナダでは省庁の名称としてミニストリー（Ministry）を使う場合とデパートメント（Department）を使う場合があるが，マニトバ州教育省は，政府文書などには「マニトバ州の教育（Manitoba Education）」等の呼称が使われている場合が多いものの，現在の正式名称は「Department of Education and Advanced Learning」である。地方教育行政を担当するのは教育区（school divisions）であり，公立小学校（elementary schools）及び中等学校（secondary schools）の教育を担当している。州教育省のウェブサイト（Manitoba Education, 2016）によると，2016年1月13日時点でマニトバ州には37の教育区が存在している。教育区には公選制の教育委員会（school boards）があり，教育区の活動を統括している。

1. マニトバ州における保護者の学校運営参加制度化の背景と制度設計

(1) 制度化の背景

カナダにおける他の諸州同様，マニトバ州においても保護者の学校参加は事実として従来から行われてきたが，それは意思決定に影響を及ぼすものではなかった（Liske, 2011）。他方で，唯一のフランス語圏であるケベック州を除く多くの州・準州においては，1990年代に入ってから学校の意思決定プロセスへの保護者参加の重要性が指摘されるようになり，1991年のユーコン準州を皮切りに（平田，2014），諸州が何らかの形で保護者の学校運営参加を制度化してきた（平田，2003b）。マニトバ州もこの例に漏れず，1994年に州教育省は政策文書『教育を刷新する：新たな方向性 - 行動に向けての青写真（Renewing Education: New Directions – a Blueprint for Action）』を公表した（Liske, 2011）。当該文書には進歩保守党州政府及び当時のクレイトン・マネス（Clayton Manness）州教育相のビジョンに基づいて次の6つの政策的優先事項が列挙されている。すなわち，「新方向性1 今日と明日に向けての不可欠の学習（New Direction 1: Essential Learning for Today & Tomorrow）」，「新方向性2 教育の標準と評価（New Direction 2: Educational Standards and Evaluation）」，「新方向性3 効果的な学校（New Direction 3: School Effectiveness）」，「新方向性4 保護者と地域の参加（New Direction 4: Parental and Community Involvement）」，「新方向性5 遠隔教育と科学技術（New Direction 5: Distance Education and Technology）」，「新方向性6 教師教育（New Direction 6: Teacher Education）」である。これら6つの新方向性の下位に15の具体的なアクションが提示されているが，本稿の関心である「新方向性4 保護者と地域の参加」に関しては，行動7から10までの4つのアクションが示されている。すなわち，「アクション7 保護者の要望に応じて，保護者や地域住民から構成される『学校リーダーシップのための助言協議会（Advisory Councils for School Leadership: ACSL）』を設置することを学校に求める」，「アクション8 学校の教育計画や教育区・学校の予算の策定にACSLを加えるよう学校に求める」，「アクション9 公立学校制度における保護者の選択の柔軟性を増加させるために子どもの学習要件に最も適した公立学校選定に際しての，制限付きの学校選択を可能とする」，「アクション10 個々の子どもに関連する保護者の基本的な期待と権利を表明する」である（Manitoba Education, 1994）。そして「アクション7」にあるACSLの責任として，次の6事項を提示している。すなわち，「1. 校長の雇用や任命に関して教育委員会に勧告する」，「2. 学校の教育計画の策定に参加する」，「3. 学校の予算の策定に参加する」，「4. 学校評価に参加する」，「5. 問題が生じた際に，求めに応じて校長に勧告する」，「6. 保護者や地域住民に適切で意味のある情報を提供する」である（Manitoba Education, 1994, p. 29; Liske,

2011, p. 39)。

こうした動きを受けて、1996年には教育行政法（Education Administration Act, C.C.S.M. c. E10）及びこれに基づく「学校リーダーシップのための助言協議会規則（Advisory Councils for School Leadership Regulation, Regulation 54/96）（以下、「ACSL 規則」）によって ACSL が、全校に設置が義務化されたわけではないにせよ、制度化されることとなった（Liske, 2001）。

(2) 保護者の学校運営参加組織に関わる法令上の位置づけ

上述の通り、マニトバ州において 1996 年に ACSL という統一の保護者の学校運営参加形態が制度化されることとなったが、従来の ACSL ではない形態を維持している場合もある。マニトバ州においては大きく分けて、保護者の学校運営参加組織としては、教育省の認識として次の4形態が存在している。すなわち、ACSL、保護者助言協議会（Parent Advisory Councils: PAC）、家庭学校協会（Home and School Association: HSA）、そして学校委員会（School Committee: SC）である（表1）。

表 1 マニトバ州における保護者・地域住民の学校運営参加の4形態

名称	ACSL	PAC	HAS	SC
根拠規定	法令	教育区や学校の方針		
選任方法	規約（constitution）や内規（by-laws）に則って年次総会で選挙			志願、指名、あるいは選挙などその地域の判断による
委員の属性	・保護者、保護者以外の地域住民、児童生徒、教員代表、学校管理職			
権能	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に公開の会合を開くこと。 ・保護者や地域住民が自らの意見を述べ、議論するための公開討論の場を提供すること。 ・保護者の参加を奨励すること。 ・学校と連携すること。 			
具体的活動	<ul style="list-style-type: none"> ・学校改善のための活動に参加する。 ・学校と教育計画について議論する。 ・学校の活動やボランティアの機会について保護者や地域住民に周知する。 ・地域住民の学校への関心や理解、参加を促進する。 ・質の高い教育と子どもの福利を支援する。 ・資金調達活動やバザー、ランチプログラムなどのイベントを実施する。 			
出典：（Manitoba Education, Citizenship and Youth, 2005, p. 7）の表を筆者が日本語訳し、一部修正した。				

ところで、保護者の学校運営参加について、公立学校法（Public School Act, C.C.S.M. c. P250）は第41(1)(v)において、「すべての教育委員会は、保護者助言協議会（parent advisory councils）、地域学校委員会（local school committees）、学校委員会（school committees）に対し、その運営に合理的に必要なとされるいかなる情報も提供しなければならない。」と規定し、また 58.6 においては、「この法律及び規則の規定に従って、マニトバ州に居住する者は自らの子どもをマニトバ州のいかなる学校のプログラムにも入学させる資格を有し」としたうえで、その(f)において「自らの子どもの通学する学校の保護者助言協議会、保護者協議会（parent council）、地域学校委員会、学校委員会のメンバーになる資格を有する。」と規定している。つまり公立学校法は、保護者が学校運営に参加するための何らかの組織が存在することを前提として、その組織への情報提供を教育委員会に義務づけているのであり、当該学校に子どもが就学している保護者がそうした組織のメンバーになる資格があることを明記している。また教育行政法 4(1)(b.1)は、「この法律の諸規定をその意図に応じて実行するために、教育相はこれら諸規定に付加的であり、かつ諸規定と一貫しないものではないような規則や命令を制定することができる。そして本条によって与えられた権限に応じて、本条

に基づいて制定されたいかなる規則も命令も法的効力を有する。また先行の一般法則を制約することなしに、教育相は、学校に保護者助言協議会や保護者協議会の設置に関する規則を、その形態や構成、権限を含めて、制定することができる。」と規定している。つまりここでも法は保護者の学校運営参加の組織の存在を前提として、その構成や権限などの制度設計を規則に委任しているということがわかる。そしてその委任を受けた規則が、ACSL 規則である。つまり、公立学校法や教育行政法は、保護者の学校運営参加を可能とする何らかの組織があることを前提とした規定を有しており、その意味では表 1 にある 4 種類の保護者組織は特定ののではないにしろ法令上の根拠を有するということと言えなくはない。他方で教育行政法の委任を受けて保護者組織のある程度細かい制度設計を規定しているのが ACSL 規則であり、これは上述の 4 種類の保護者組織のうち ACSL についてのみ適用される。その意味では、州規模での法令に明確かつ特定の根拠規定を有するのは ACSL のみということになる。それでは次項において、ACSL 規則における ACSL の制度設計について見ていくこととする。

(3) ACSL の制度設計

ACSL 規則においては、まず 3(1)で ACSL をすべての学校で設置し得るということが規定されており、必置制ではないことが明記されている。ACSL を設置する際の手続きとしては、4(1)に「ACSL を有さない学校の校長は、当該学校に就学する子どもの保護者少なくとも 10 名が ACSL の設置を依頼したときには、設置会合を開かなければならない」と規定して、ACSL が保護者の求めに応じた設置形態を採ることとしている。そして校長は、設置会合開催を当該学校に子どもが就学している保護者と地域住民に通知することとなっている (5(1))。地域住民への通知は、校長が適切と考える、学校周辺の地域住民がアクセス可能なできるだけ多くの場所に掲示したり、学校周辺の住民に回覧される刊行物に広告を出すなどを通して行うことになっている (5(4))。

設置会合においては、まず参加している保護者が ACSL 規則に基づいて当該校に ACSL を設置するかどうかを判断し (6(1))、設置が決まった場合、9(1)の制限 (少なくとも 7 名) の範囲内で委員の人数、各委員の任期、いつ委員を選ぶか (設置会合時か、あるいはその後 14 日以内に開かれる会合か)、を決めなければならない (6(2))。委員の選挙に際しての選挙権者は、当該校に就学する子どもの保護者か地域住民となっている (7(1))。その際、会合には少なくとも 7 名の出席者がいなければならない (7(2))。設置会合において ACSL を設置しないで従来の保護者組織を存続させる判断を下すことも可能であるが、その場合 ACSL 規則の規定は当該保護者組織には適用されないこと、その構成や活動は管轄する教育委員会の方針に合致するものでなければならないこととされている (8(1))。また、従来の保護者組織と ACSL の両方を保持することはできない (8(2))。

ACSL の委員構成としては、9 において次のように規定されている。すなわち、委員の数は最低 7 名であること (9(1))、全委員の少なくとも 3 分の 2 は当該校に就学する子どもの保護者であること (9(2))、全委員の 3 分の 1 を超えない範囲で、当該校に就学している子どもの保護者ではない地域住民を委員とすることができること (9(3))、全委員の 3 分の 1 を超えない範囲で、当該校に就学する子どもの保護者である当該学校の教職員や教育委員会職員も委員になることができること、但し、委員の選挙権を有する者は、当該学校の教職員である委員の数を、全委員の 2 分の 1 を超えない範囲内で、増やすことができること (9(4))、「教育区支援規則 (Support to School Divisions Regulation)」で定義される小規模校に関しては、教育相は 9(1)から(4)の要件の適用を免除することができること (9(5))、当該学校が 9 年生から 12 年生を含み、そして生徒会を有している場合、生徒会長、あるいは生徒会によって選出されたその他の生徒会メンバー 1 名は、自動的に ACSL の地域住民メンバーとなり、それは全委員

の人数に含まれること (9(6)), 当該学校の校長と教員によって選出された教員代表1名は、職務上の投票権のない委員となること (9(7)), 等である。また、各 ACSL は、議長 (chairperson) と事務局長 (secretary), 当該 ACSL の内規によって求められるその他必要な役員をおこななければならないこと (10(1)) が規定されている。

ACSL の権限・責任事項としては、ACSL 規則には「可能 (may)」規定と「義務 (shall)」規定とがある。可能規定については3(2)に次のように列挙されている。

- ・ 以下の事項を含めて、学校の方針や活動、組織について校長に助言すること
 - ・ 教育省により、あるいは地方で開発されたカリキュラム
 - ・ 文化的・教科外活動
 - ・ 生徒指導や行動管理方針
 - ・ 学校施設のコミュニティによる利用
 - ・ 資金調達について校長に助言を行い、また資金調達活動に参加すること
 - ・ 校長の任免過程について教育委員会に助言を行うこと
 - ・ 学校の年間予算について校長と教育委員会に助言を行うこと
 - ・ 年次学校計画の作成に参加すること
 - ・ 教育相あるいは教育委員会が実行を指示した学校の再検討に参加すること

また義務規定については、3(4)に次のように列挙されている。

- ・ 当該学校に就学している子どもの保護者や地域住民とコミュニケーションをとって、彼らの優先事項や関心を適切に代表すること
- ・ その活動や支出に関して学校やコミュニティに定期的にアカウントビリティを果たす手段を確立すること

ACSL の運営に関しては、ACSL は毎年、年度初日後 10 月の第三金曜日より遅れることなく、年次総会を開かななければならないこと (11(1)), ACSL は当該学校に就学する子どもの保護者に公開して、定期的に会合を開かななければならないこと (11(2)), 会合において提示された議題の採否に投票できるのは ACSL 委員のみであること (11(3)), ACSL はその手続きを規定し、一般的には当該 ACSL の管理や運営のために内規を制定することができること (12(1)), 1 項に基づいて制定された内規は、その目的のために開催される会合において投票する当該学校に就学している子どもの保護者や地域住民の多数によって承認されない限り発効しないこと (12(2)), 調査によって当該 ACSL が ACSL 規則あるいは当該校の最善の利益に合致するように機能していないと判断された場合、教育相は当該 ACSL を解散させることができること (13), などが規定されている。

(4) マニトバ州保護者協議会協会と保護者協議会の地位向上

リスク (Liske, 2001) によると、マニトバ州では、1935 年にはすでに保護者の学校運営参加支援を州規模で組織化しようとする動きがみられていた。そしてそれは 1954 年に「家庭学校保護者教員連盟 (the Home and School Parent Teacher Federation: HSPTF)」が設立されることによって結実した。その後 1995 年には、HSPTF は問題関心を保護者の学校運営参加を州規模で支援することに特化した組織である「マニトバ州保護者協議会協会 (the Manitoba Association of Parent Councils: MAPC)」に名称変更し、現在に至っている。MAPC は、マニトバ州における保護者や保護者協議会を代表する組織とされており、教育や子どもの福利を向上させるための保護者の意義ある参加を支援し促進し高めていくための各種の活動を行っている。その一つとしてリソース・ガイドの刊行が挙げられる。その最新のも

のが 2014 年に刊行された「マニトバ州の保護者協議会のためのリソース・ガイド - 学校での保護者グループの最高の実践を開発する - (*Resource Guide for Manitoba Parent Advisory Councils: Developing Best Practice for Parent Groups in Schools*)」である。この中では、学校運営参加のための保護者組織はなぜ必要とされているのかの説明から始まり、保護者委員のリクルートや効果的に参加するためのトレーニング、当事者間での関係づくり、規約の策定や投票の方法、会議の運営や議事録の作成、年次大会の持ち方、委員間で意見の衝突が起こった時の仲裁方法、力量開発、プロジェクトの開発方法、財政上の問題や FAQ など、保護者がスムーズに保護者組織を通して学校運営に参加するための情報が細かく記されている。MAPC はまた会員向けに年次大会を開いている (MAPC, 2014)。

MAPC は 2010 年の年次総会において、州教育相に対してすべての形態の保護者協議会の重要性と権限を等しく求める決議文『マニトバ州におけるすべての公認保護者協議会の平等な地位 (*Equal Status for all Formally Recognized Parent Advisory Councils in Manitoba*)』を採択した (Liske, 2011)¹。その影響もあってか、2012 年には、州教育行政における MAPC の位置づけと学校運営における保護者組織の位置づけを高める法改正が行われた。それがいわゆる法律 14 号 (Bill 14) 「教育行政法及び公立学校法改正法 (the Education Administration Amendment and Public Schools Amendment Act (Parent Groups for Schools))」である。これは従来の教育行政法に MAPC に関する規定、公立学校法に保護者組織に関する規定を加える形での法改正を示したものであり、第一部が教育行政法改正、第二部が公立学校法改正という構成となっている。具体的には次のような規定が加えられた。すなわち、教育行政法については「教育区は MAPC を保護者助言協議会や保護者協議会を含めた学校に基礎を置いた保護者グループの代表として認識するものとする」(4.1(1))、「教育相は、少なくとも月に一度は MAPC と会合を持たなければならない」(4.1(2))、「教育相は保護者の学校参加に関連する事項については、MAPC に照会することができる。MAPC は当該事項を考慮し、その結果と勧告を教育相に報告するものとする」(4.2)、等である。公立学校法に関しては、次のような規定が加えられた。すなわち、「当該学校の年次学校計画を作成するに際して、校長は保護者助言協議会か学校委員会と協議しなければならない」(55.2)、少なくとも年に一回、校長は保護者に以下の事項に関する情報を提供しなければならない (55.3(1))。すなわち、(a) 学校に基礎を置いた保護者グループの役割と機能、(b) もし学校に基礎を置いた保護者グループが当該学校においてまだ設置されていない場合、これが設置される様式、(c) 自らの子どもが就学する学校の保護者グループのメンバーになる保護者の権利、である。ここでの「学校に基礎を置いた保護者グループ」とは、保護者助言協議会、保護協議会あるいは学校委員会である」(55.3(2)) と規定している。

この法改正の意義は、次のようにまとめることができるだろう。すなわち、法改正までは ACSL のみが法令上の根拠をもつ保護者組織であったが、この法改正によりその他 3 形態の保護者組織も学校運営に参加する法的根拠をもつこととなり、そこでは校長に対して年次計画策定プロセスで保護者組織と協議することや一定の情報提供を義務づけることとなった。ACSL が法令の規定に基づき、たとえば校長の任命に関わって教育委員会から意見を求められるなど、いまだ他の 3 形態に比べると権限のうえで優越している部分はあるし、表 1 に示した ACSL とその他 3 形態の保護者組織の違いは法改正後も基本的には変わらないが、法律 14 号が他の 3 形態の保護者組織の法的位置づけを向上させた、ということは言えよう。その意味でこの法改正は、上述の MAPC による決議文の内容と合致している。MAPC 自体も州の教育行政への公的参加が地方教育行政法で認められることになったことと合わせて、この法改正は保護者の教育行政・学校運営参加を、法令上は、一歩進める形のものになったと言ってい

2. リサーチ・デザイン

(1) 分析の視点

ここまで見てきたマニトバ州における ACSL の制度化・法律 14 号制定の背景や制度設計、法令・政策文書における保護者の学校運営参加の効果に関する想定、筆者によるサスカチュワン調査や関連する先行研究の分析結果等から、以下の 5 点を本研究の分析の視点として設定する。

① 保護者協議会から ACSL への移行

マニトバ州における保護者の学校運営参加の深度を測るには、まず従来型の保護者協議会を ACSL に変えることを保護者がどう捉えているかを検討する必要がある。というのも ACSL は規則によって学校運営上の様々な権限を付与されており、その意味で多くは資金調達活動などの学校支援機能に留まっていた従来の保護者協議会よりも教育内容に直接関わる機会が多くなると考えられることから、保護者の意見を学校運営に活かそうと考えるのであれば、ACSL としての地位を得た方がよりスムーズにその目的を達成させることができると思われるからである。

② 保護者協議会の活動実態と保護者の意識

マニトバ州においては、保護者の学校運営参加は、ACSL 規則や法律 14 号の制定により政策的にはより重視される傾向にあるといえよう。それならば、実際に保護者協議会はどのような活動を行っているのか、それを保護者はどのように捉えているのかを検討する必要がある。例えば、日本の状況についてはあるが、学校における保護者組織としては PTA が存在する（実際は任意の社会教育団体であるが）。しかし PTA の活動は学校の後援会的なものに限定され、その大部分においてあまり活発ではなく、保護者の参加も「やらされている」感覚が強いということが指摘されている（川端，2008）。『毎日新聞 2014 年 4 月 21 日東京夕刊』においても、PTA 役員に就任しない場合トイレ掃除などの罰ゲームが待っている場合もあるということが報道されている²。あるいは、日本のコミュニティ・スクールに関する研究ではあるが、仲田（2015）は、コミュニティ・スクールに設置される学校運営協議会は多くの場合、教員人事や学校の基本方針承認など「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によって付与されている学校運営上の権限は行使せず、学校支援型にとどまっているが、他方であるコミュニティ・スクールに設置されている学校運営協議会が教員に授業方法の変更をかなり強力に迫ったため、学校現場が混乱に陥ったという事実を指摘している。また、筆者が 2014 年 2 月に行ったサスカチュワン州調査（平田，2015）においても、同州の保護者の学校運営参加機関である「学校地域協議会（school community councils: SCC）」について、保護者委員は選挙によって選ばれる公選委員と教育委員会の任命による任命委員の二種類があるが、公選委員選出の際立候補者が定数を上回ることがないため、実際には選挙を行わないケースや、委員のなり手がいないため既存の委員の固定化が生じているケースが多いことが指摘された。あるいは、各学校で学習改善計画（Learning Improvement Plan: LIP）を作成する場合、法令上はその主体は SCC となっているが、実際は学校側が作成した LIP の内容説明を受けるに留まっている。マニトバ州では、政策文書や法令は保護者の学校運営参加は子どもの成長を促進すると想定するが、実際に保護者協議会はどのような活動を行い、保護者はこれをどう認識しているのか、これが二つ目の分析の視点である。

③ 保護者の学校運営参加の学校段階による違い

筆者によるサスカチュワン州調査では、子どもの年齢が上がり学校段階が上がるに連れて、保護者の参加は減少していくということが指摘された。また、日本のコミュニティ・スクールに関しては、制度化当初からその主眼は義務教育段階に置かれていた。数値を見てみても、平成 27 年 5 月 1 日現在で公立小学校・中学校・高校数がそれぞれ 20,302 校・9,637 校・3,604 校³であり、平成 27 年 4 月 1 日

現在のコミュニティ・スクール指定校がそれぞれ 1,564 校 (約 0.077)・707 校 (約 0.073)・13 校⁴ (約 0.003) と、高校における設置割合は抜きんで低い。つまりコミュニティ・スクール制度においても、高校段階においては保護者の学校運営参加はあまり重視されていないということになる。マニトバ州においては、少なくとも制度設計の段階では、高校段階における保護者参加を重視していないというわけではないが、実態はどうなっているのか、これが第三の視点である。

④ 保護者参加に対する校長・教員の意識

長年「開かれた学校づくり」研究を行っている浦野は、「開かれた学校づくり」を進めていくうえで「システムづくりに消極的ないし否定的な意識は、教員の側にある」(浦野, 2001, 26 頁)と指摘している。筆者によるサスカチュワン州調査においても、教員は SCC の取組みは教員の仕事ではないと考え、会議にすら出てこない場合が多いという実態が指摘されていた。他方で、保護者の参加を通じた学校運営を効果的に進めていくには、校長や教員といった学校側がこれをどう認識し、どのような態度で臨んでいるのかは鍵となろう。この点についてマニトバ州はどうなっているのかというのが、第四の視点である。

⑤ 保護者参加の効果

第五の視点は、保護者の学校運営参加には本当に想定通りの教育効果があるのか、ということである。この点について筆者は、保護者の学校運営参加や学校協議会の取組みは、関係当事者をエンパワーし、その意識を高め、もって子どもの学習条件に影響を与えることによって教育を改善していくプロセスであって、その結果として間接的に子どもの学力に影響を及ぼし得るものであるということを見出してきた (Duttweiler & Mutchler, 1990; Murphy & Beck, 1995 ; 平田, 2007)。他方で、マニトバ州における保護者の学校運営参加を研究したリスク (2011) は、多くの先行研究が保護者の教育参加が子どもの学力向上に直接的に関連すると示唆している、と主張する。すなわちリスクは「ハーバード家庭研究プロジェクト (Harvard Family Research Project)」の調査結果を参照し、当該調査によって保護者が高い期待を持って子どもの教育に参加すれば、特に高校生の学力が向上するということが明らかになったと指摘している。リスクは保護者の学校運営参加を促進する保護者協議会の機能を分析する文脈でこの調査結果を用いているが、しかし当該調査は学校内外に限定されない保護者のより広い「教育参加 (involvement in education)」を対象としているのであり、特に学校意思決定への参加は対象外であると明記している (Harvard Family Research Project, 2007)。つまり、当該調査は保護者の学校運営への参加が子どもの学力向上につながるということを、必ずしも結論として導出していないのである。そして、保護者の学校運営参加と子どもの学力⁵向上に直接的に肯定的な影響があるという調査結果は、いまだ管見の限り存在しない。この点についてマニトバ州ではどうなっているのか、学力に限定せずどのような効果を生み出しているのかを検討する必要がある。

(2) サンプリングとデータ収集方法

現地調査は 2015 年 6 月 1 日から 5 日まで、マニトバ州内の 2 つの都市で行った。まずマニトバ州教育省のウェブサイトから担当者と思われる職員に調査協力依頼を E メールで出し、快諾を得た。また当該職員 (以下、「職員 A」) に保護者協議会に詳しい州教育省職員、教育区職員、学校管理職や校長、保護者協議会の保護者委員、関係機関職員を対象としたインタビュー調査と、時間が合えば実際の保護者協議会の会議の観察調査を行いたい旨伝えたとこ、職員 A が表 2 に示すようにインタビューや観察調査の日程調整を行った。筆者のマニトバ州訪問はこのときが初めてであり、現地に知人などはいなかったため、調査のセッティングはすべて職員 A に依頼し、インタビュー調査協力者や観察した

保護者協議会の選定に筆者の意思は働いていない。その意味でサンプルに体系性が欠けている点は否めない。他方で、限られた滞在日数の中でなるべく多様な意見を聞きたい旨伝えておいたため、その点はある程度クリアしたものと思われる。ただし、MAPC を通して行った保護者インタビューは、職員 A が MAPC 職員に依頼し、人選は MAPC 職員が行った (MAPC 職員によって人選された調査協力者を、以下では「MAPC 保護者委員」とする)。MAPC 保護者委員は複数の保護者協議会からやってきており、所属する保護者協議会の名称 (保護者協議会か保護者助言協議会か、など) や学校種は同じではない。また、MAPC 職員も保護者協議会委員として長年の経験を持っていた。その他、州教育省職員 D は ACSL の政策立案に関わった経験があり、MAPC 保護者委員 D は保護者協議会の委員の経験もあるが、調査当時は W 教育区で保護者資源コーディネーターという職務に就いていた、ということはこちらで触れておくべきだろう。

表 2 インタビュー調査の概要

インタビュー対象	セッティング	同席者/人数/内訳
州教育省職員A・B・C (すべて女性)	グループ	3名
州教育省職員D (女性)	個別	
X教育区教育長E (男性)	ミックス	州教育省職員A
X教育区内F高校長	ミックス	・州教育省職員A ・X教育区教育長E ・同校保護者協議会議長G (途中参加、女性)
Y教育区内Z小学校 (K-8、生徒数311名、スタッフ数43名) 保護者協議会	グループ	9名 (うち校長1名) (校長と委員1名のみM)
MAPC職員 (女性)	個別	なし
MAPC保護者委員 ・MAPC職員 (女性) ・MAPC保護者委員A (女性) ・MAPC保護者委員B (男性) ・MAPC保護者委員C (女性) ・MAPC保護者委員D (W教育区職員、女性)	グループ	5名
マニトバ教員組合スクールリーダー協議会 (Council of School Leaders of the Manitoba Teachers' Society)	グループ	3名

インタビュー調査は大部分がグループ・セッティングで行われた。しかし、例えば X 教育区の教育長 E、あるいは同教育区内の F 高校長とのインタビューは、基本的には筆者が質問し教育長・校長が答えるという個別インタビュー形式をとったが、その際に日程調整等を行った職員 A が同席しており、インタビュー中に補足説明等を行うために発言した部分もあるため、完

全な個別セッティングというわけではなく、3名あるいは4名の会話の中でインタビューが進んだ場合もあった (このようなインタビューを、ここでは便宜上「ミックス・セッティング」と呼んでおく)。

Z 小学校保護者協議会でのインタビューは会議を観察した後に行われた。

インタビューは、オープン・エンド (open-ended) の半構造化 (semi-structured) されたインタビューガイド (質問項目を箇条書きしたもの) に沿って行われた。質問事項は日本から事前に職員 A に E メール添付ファイルで送信していたため、Z 小学校保護者協議会保護者委員と MAPC 保護者委員以外には、職員 A から事前に質問項目がわたっていた。特に州教育省職員 3 名とのインタビューにおいては職員 A・B・C が事前に質問事項を検討し、インタビュー時には質問事項それぞれに対する回答が文書で提供された。またインタビューは、調査協力者の同意を得たうえで IC レコーダーに録音された。次節で行う考察に際しては、インタビュー・データをナラティブ方式で提示し、匿名性を保つたうえでできるだけ調査協力者のうち誰が答えているのかを明記するように記述する (州教育省職員 A、保護者委員 B など)。ただし、Z 小学校保護者協議会に関しては、インタビュー調査が約 10 名を対象としてグループ・セッティングで行われたため、録音された音源で校長以外の個人を特定することができなかった。またスクールリーダー協議会対象のインタビューでも、テープ起こしの段階で明瞭に識別することが難しい箇所が何カ所あった。そのため Z 小学校保護者協議会におけるインタビュー・データは、校長以外は「Z 小保護者委員」と表記し、スクールリーダー協議会に関しては「校長会」

と表記することとする。

3. 保護者の学校運営参加の実態 - 現地調査を通して -

(1) 保護者協議会から ACSL への移行

この点について、まず州教育省職員によると、従来の保護者協議会から ACSL に変わった数というのがそもそも少ないということであった。例えばウィニペグ教育区に隣接するルイ・リエル教育区 (Louis Riel School Division) が管轄する 41 校⁶のうち、職員 B によると保護者組織を ACSL としているのは 1 校か 2 校だという⁷。職員 B はその理由を、設置手続が厳格だからと述べている。

ACSL を設置している学校はとても稀であり、それは基本的に従うべき厳格な手続きの量に起因していると思います。なぜなら ACSL は法令化されているのでとても厳格で、そのために保護者助言協議会の方がより一般的なのです。というのも保護者助言協議会はもう少し緩やかな組織で ACSL と同程度の権限はありませんが、それでもなお子どもの教育に関わる一形態ではあるからです。

職員 D は、ACSL の設置や運営の厳格さに加えて、多くの保護者協議会が ACSL にならない理由として、保護者がその必要性を感じていないことを指摘している。

(ACSL の数がとても少ないのは) 組織するのが難しいからです。なぜなら委員の選挙はありますし、地域社会に選挙を告知しなければなりませんし、そうしたことがとても難しいのです。…中略…私たちがたくさんの ACSL をもつに至っていない理由は、保護者がそれを望まないか、あるいはその必要性を感じていないからだだと思います。ACSL を持ちたければもてるのですが、多くはそう思っていないのです。…中略…保護者は一般的に言って、よりフォーマルでない関係性の保護者協議会に不満というわけではない、ということなのだと思います。

職員 A は、ACSL が学校運営に公的に関わる組織であるだけに、保護者はそのレベルまで参加することに怖さを感じていると感じていた。

保護者助言協議会は議題も議事録も全部ありますが、法的地位の点で公的なものではありません。一般的に言って、保護者が (ACSL の) レベルの深さまで学校運営に関わることに多少の恐怖を感じているのかもしれませんが。保護者は単に学校に立ち寄りたいたいだけなのかもしれません。

つまり保護者は、何らかの保護者組織をもつことで学校との関係性を維持することは望んでいるが、ACSL がもつ手続きの厳格さや権限の大きさに鑑みて、そのレベルまでの参加を必ずしも望んでいない、ということであった。この点について、実際の関係者はどう考えているのかを質問してみた。すると、Z 小学校の校長は筆者が「この学校の保護者組織は保護者協議会ですか、助言協議会 (ACSL) ですか」と質問したところ、次のように回答した。

それは興味深い質問です。私たちは両方の面を持っていると思います。分類するとすれば保

護者協議会ですが、私たちはグループとして助言機能ももっているからです。たとえ協議会であっても、私たちは助言機能を持ちたいと思っています。学校管理職としての私たちが保護者集団とともに有している意見を反映させるためのものであり、私たちはイニシアティブについて、私たちが行っていることについて話し合い、情報を共有します。ですからある種のミックスです。

このように Z 小学校に限ってみれば、校長は当該校の保護者協議会は ACSL ではないが、情報の提供や議論を通して校長に対する助言機能を持つものにしていきたいと考えており、保護者協議会を重視していることがわかる。

(2) 保護者協議会の活動実態と保護者の意識

保護者は保護者協議会を通して、学校の様々な活動に参加することが求められているが、実際にはどのような分野で何を行っているのだろうか。たとえば、MAPC 保護者委員によると、W 教育区の 55 校の小学校すべてで行われている「ランチ・プログラム」は保護者協議会によって運営されているということだった。ここでの「ランチ・プログラム」とは日本で言う給食のことを指すのではなく、W 教育区とマニトバ州教員組合 (the Manitoba Teachers' Society) との間に締結された集団合意 (collective agreement) にもとづき、教員は昼休みに一時間の休み時間をとることになっており、その時間は子どもの指導をしない、つまり昼食の間子どもの世話をするスタッフがいない、ということになる。そのため、昼食時の監視や指導をするためのものがランチ・プログラムであり、保護者協議会が人を雇って対応しているということであった。

また、職員 A の説明によると、Z 小学校の保護者協議会は「保護者協議会オブ・ザ・イヤー (Parent Council of the Year)」を受賞したこともあり、その意味で活発な活動をしていることが推測されるが、主にどのような活動を行っているのかを聞いたところ、資金調達活動やクリスマス用の飾りつけ、祭りの準備、パンケーキ・ブレックファーストやピッツァ・ランチ、ホットドッグ・ランチの準備等であった。ACSL 規則では ACSL ができる事項として「校長選任過程で教育委員会に助言を行うこと」という規定があるが、Z 小学校の保護者協議会はそうしたことを行ったことはないということであった。その他に助言機能と関連するような事項としては、校長の説明では、当該学校には WiFi が設置されているが、そうしたインターネットに関する指導について管理職と保護者グループで協議を行い助言機能を果たしたり情報を共有したりしているということであった。とはいえ、保護者も校長も保護者協議会は保護者が強硬に自らの意見を反映させるようには運営されておらず、あくまでも学校 - 保護者間の情報の共有やコミュニケーションの向上、解決策の協議等の場であると認識していた。特に校長は保護者協議会が果たす役割に非常に肯定的であり、学校と保護者協議会を一体的なものとして認識しているようであった。それは「保護者協議会」の機能について質問したときの回答の主語が、協議会そのものをさす「it」や、保護者を指す「they」ではなく、「we」であったことからわかる。

上述の通り Z 小学校の保護者協議会は賞を受けたことがあり、その意味で機能的に活動している組織であると考えられるが、その他の一般の保護者協議会はどうだろうか。まず、X 教育区教育長 E によると、X 教育区では校長選任のプロセスにおいて、かつては面接委員会 (interview committee) を立ち上げそこに保護者も加わる形で参加していたということであった。その後手続きが変更されたが、いずれにせよどういった校長を望むかなど、保護者からのインプットを収集する選任プロセスは構築されているということであった。

他方で、MAPC 保護者委員は、現在はより深い参加に向けて移行している最中であるというニュアンスのことを語っていた。

保護者協議会に何が期待されているのか、保護者協議会にどのくらい関わってほしいのかについてはいまだに認識の変化があると思います。私は保護者協議会協会の朝食会合に出るまで、(保護者参加を可能とする) そうした法律があるとは知りませんでした。そして私にとっておもしろいのは、私は保護者協議会委員になってたった2年で、現在プロセスを学んでいるのですが、今では私が学校内のプロセスを知っていますし、おそらく、絶対に、計画づくりの段階まで参加したいと思っています。(MAPC 保護者委員 C)

私の前の保護者協議会グループは K-8 の学校で普通の保護者協議会でした。ずいぶん後になって私たちは保護者助言協議会となる決定をしました。…中略…もし私たちが(保護者協議会から)保護者助言協議会に変われば、もう少し実効性をもたせられるだろうと。私たちは保護者協議会であり、ここ(学校)で会うことができるに値するのですが、私たちは学校で会合をもつことを歓迎すらされていないと感じていました。だから背後にある立法を望んだのです。(MAPC 保護者委員 A)

ここからは、保護者協議会委員経験者は近年、より深い学校運営参加を望む傾向にある、ということが読み取れる。他方で、教育内容への参加について MAPC 職員は、現実として多くの保護者協議会は未だに資金調達団体の域を出ておらず、それが克服すべき壁であると述べていた。

ほとんどの保護者協議会は自分たちは資金を調達し、子どもの教育機会を支援するためにそこにいるという考えの下にあります。それは理解できるのです。というのも、それはわかりやすいものだからです。保護者協議会委員の任期の終わり頃、保護者は運動場を見られますし、外にある教室を見られます。しかし、カリキュラムは見えにくいですし、自分の子ども以外の学習も見えにくいものです。ですから、これは保護者が乗り越える必要がある障壁であり、学校は2つのグループ(保護者と教員、括弧内筆者)がそれに向けて協働しなければならないのです。(MAPC 職員)

つまり、保護者協議会が調達した資金によって作られたものが運動場にはあり、それは目に見える成果となって現れるが、カリキュラム開発に保護者協議会が関わったとしてもどの部分にどの程度保護者が関わったかは見えにくい、ということである。この点について X 教育区内 F 高校長は、同校の保護者協議会がいくらかの活動を行ってはいるものの、校長として保護者が教育内容に関する事項にまで参加することに効果的に働きかけられていないと指摘していた。

私は保護者助言協議会には保護者がやりたいいくつかの特定の課題や仕事を持っていて、たとえば毎朝子どもに果物や野菜を配るための資金調達活動など、彼らはそういったことをし続けてはいますが、それらはいわば周辺的な事項であって、教育や学習を計画したりそれらについて考えたりすることに保護者がより参加することには、私はあまり効果的に働きかけられていません。

上述のように、保護者協議会委員を経験した調査協力者は概して保護者の学校運営参加は重要であると認識していたが、一般の保護者はどうだろうか。この点について州教育省職員 D は、自分の子どもに直接関わること以外にはあまり興味を示さない保護者の存在を指摘している。

自分たちの子どもがよくやっている限り、(学校で行われる)コンサートに現れるという保護者はたくさんいますが、彼らはコンサートが終わるまでそこにいるわけではありません。彼らの子どもの番が終わると帰っていきます。…中略…自分の子どもが関わっているのなら参加を望みますが、それは学校全体に参加するということとは違います。…中略…保護者に関してわかったことは、保護者はプロジェクトには参加したがりませんが、通年の参加はしたくないのです。バンド・プログラムや音楽プログラム、スポーツ・プログラムにはとてもよく参加しますが、日常的な活動には参加したくないのです。…中略…だから最大の課題はそうした保護者の参加を促す方法を理解することなのです。

平均的に言えば、とても熱心な保護者の割合は小さくて、その人たちがすべての役割を果たし続けていますが、ほとんどの保護者は必ずしもそうではありません。(校長会)

こうした傾向の中でほとんどの調査協力者から異口同音に聞かれたのは、保護者委員のリクルートの困難さとそれを原因としたメンバーの固定化であった。

(3) 学校段階による違い

上述のように、保護者の学校運営参加に対する態度としては、保護者協議会の委員であるか一般の保護者であるかで濃淡が見られるようであるが、それでは学校段階ではどうだろうか。筆者によるサスカチュワン州調査では、子どもの年齢が上がり学校段階が上がるに連れて、保護者の参加は減少していくということが指摘された。その理由としては、保護者が学校の教育内容についての何らかの決定をするには、高校での学習内容が他の学校段階と比較して高度なものとなっており、もはや保護者が口出しできるレベルではないこと、この時期の子どもは自立に向けて成長しており、保護者が側面から支援することはあっても子どものための子どもに関する事項について保護者が決定をするということが減少していること、という2点が挙げられた(平田, 2015)。この2点に関しては、今回のマニトバ州調査においても多くの関係者が同様の指摘をしていたが、方向性は変わらないものの、多少ニュアンスの異なった意見も聞かれた。

保護者はゆっくりと子どもから離れていき、子どもが成長するにつれて多くの分野で保護者から離れていきます。それは自然な分離なのです。(MAPC 保護者委員 A)

生徒は年齢が上がるにつれて関心が学校を超えて拡大します。生徒たちはダンス・コンテストや高いレベルの体育プログラム、音楽、そうしたプログラムに参加して、保護者も資金調達に参加したりして学校外の活動を支援します。ですから、私は保護者が子どものことに関して活動的でないということを意味しているのではないのですが、小学校や中学校のときほど学校の活動において密接につながっているわけではないのです。(F 高校長)

私はそれが真実かどうかは知りません。私は十分に深く掘り下げていませんが、保護者協議会ではなく一般的な保護者に関して、生徒が学校で勉強の点で何を行っているかについての心地よさのレベルは下落しています。彼らは子どもが家に持って帰ってくるものを見て子どもの勉強を手助けすることができるのかどうか確信がもてなくなり、保護者は一步下がった立場に立つようになります。私はそれは良いことだと思います。それは保護者が私たちや私たちがやっていることを信用してくれるからですが、だからといって私たちが彼らを排除するのはフェアではないと思います。私たちは今でも彼らに学校に来てもらう必要があります。ですから、それは私にとっても学習なのです。(F 高校長)

たぶんそれは子どもはもう大きくなって自分自身で学校に行くようになって、もう保護者についてきてほしくないし、保護者を学校で見たくないのです。というのももう最後の学期ですし、子どもたちは前より少し自立しているのです。そこが(小中学校と)とても違うのです。なので多くの親は尻込みするのです。(F 高校保護者協議会委員長)

さらに MAPC 保護者委員 A は、高校段階で保護者参加が減少する他の理由として、新しい保護者委員のリクルートが困難なことと、それによる委員の固定化との関連で、長年保護者協議会に関わることによる「疲れ」を挙げていた。

私たちの多くにとって、私たちは子どもが幼稚園に入ったとき保護者協議会に入り、私たちの中には2人以上の子どもがいる場合もあって、もう何年も保護者委員を務めてきて、子どもが高校生になるまでに私たちはすでに9年や10年、11年もホットドッグを作ったりピッツァ・ランチを行ったり、スケート大会を企画したり、それらすべてについて、私たちはもう疲れてしまうのです。

(4) 保護者参加に対する校長・教員の意識

保護者の学校運営参加を考えると、受け入れ側の学校、つまり校長や教員はこれをどう捉えているのかということは、重要な視点を提示するだろう。この点については、上述の Z 小学校長や F 高校長は保護者協議会の果たしうる役割について非常に肯定的であることは示した通りであるが、一般論として当事者はどう認識しているのだろうか。まず校長について、MAPC 職員及び MAPC 保護者委員とのグループ・インタビューにおいては、1996年の ACSL の制度化や2012年の法律14号の成立の背景には、様々な形態やレベルがあったマニトバ州における保護者の学校運営参加を州規模で平準化することと、それによって保護者の意見を学校運営に反映させるよう校長に義務づける政策意図があったという指摘があった。

1996年に ACSL 規則が発効しました。それが行ったことは、基本的に、様々な形態の保護者協議会に州規模で共通の立ち位置を与えようとするものでした。なぜならあるグループはあまり学校運営に参加せず、あるグループはとても積極的に参加していたからです。政府は活動機会を平等にしたかったのです。なので保護者協議会はもっと積極的に参加することを選択できるように、規則は保護者協議会に学校により積極的に参加するための能力を与えたのです。なぜならもし学校が保護者を参加させなくなったらそうする必要はなかったのです。

すが、この立法によってみんなが積極的な試みを、保護者協議会や助言協議会を積極的に持ち始めたのです。(MAPC 職員)

私の子どもが W 教育区の高校に入学したとき、その学校にあったのは助言委員会だったのですが、権限とかがあまりなく、彼らはそれを助言的 (advisory) と呼んでいたのですが、それはあまり出席者がなかったのです。なので、W 教育区で起こったことは、私の仕事に関連して言うと、教育区は各校に学校プランを策定することを要求しており、その策定において各々の管理職は保護者グループとともに作業するものとされており、スタッフであるとか、スペースであるとかその年なにをするのかであるとか、そうした計画を議論するものとされているのです。(MAPC 保護者委員 D)

すべての校長は様々な話題について保護者と協議したと年次報告書に書くために保護者と話しをしなくてはならないのです。(MAPC 保護者委員 D)

(筆者：ということは、校長はある意味教育区からプレッシャーをかけられている?) そうです、それと州政府です。なぜなら、私が差し上げた法律の一つは学校での保護者グループに関するものの二つ目のもの (法律 14 号) で、1996 年からの一つ目のもの (ACSL 規則) が保護者組織を平等なものにするもので、最新版では校長は保護者を参加させることに責任を持たなければならないことになっています。(MAPC 職員)

私が思うに、校長は保護者協議会から何をすべきかについて意見を言われることについてよくは思っていないのです。それは自分の学校に多少の所有者意識 (sense of ownership) があるからだと思うのです。だからおもしろいことに、法律によって彼らは保護者の意見を聞かなければならないことになっているので、彼らはもう少し以前より受容的になる必要があるのです。それは単に情報を流すということではなく計画づくりの点でもです。…中略…特に今では私たちは規約をもっていて、そこには保護者は学校の計画づくりに参加しなければならないと書いてありますので。他の学校はどうか知りませんが、私は学校から「ある法律があって、私たちは保護者の参加を認めなければならない」というようなことを言われたことがありません。彼らは自分たちのところに留めておきたいのかもしれない。(MAPC 保護者 C)

MAPC 保護者委員 C のこのような意見に対しては、MAPC 保護者委員 D から次のように異なる意見もあった。

私はそこには多様性があると思います。とてもオープンで、とても受容的で、本当に保護者に本当の役割を果たしてほしいと思っている管理職はたくさんいると思います。そうなのです。私がともに働いている 77 の学校の大多数の管理職は保護者参加を望んでいるし、それを奨励しています。(MAPC 保護者委員 D)

とはいうものの、歴史的に見た時には校長や教員は保護者の学校運営参加には多少の恐怖心を持って

いたということが MAPC 職員によって指摘された。

私の望みは保護者協議会が、保護者が参加する何かを創造するための機会を得ることです。というのも歴史的に見て、校長や教員は保護者が参加しすぎることを多少恐れていて、なぜならそれが意味するのは、保護者が自分の仕事について意見を言う、そういう恐怖、カリキュラムや教員の仕事にチャレンジしようとする、そういう恐怖はいつもあります。(MAPC 職員)

保護者の学校運営参加の政策立案に関わった州職員 D もまた、保護者協議会に助言機能を付与した理由として、1996 年以前は学校運営に保護者の意見を反映させるかどうかは校長次第という状況があったためであるという点を指摘している。

(筆者：ACSL が 1996 年に制度化される前は保護者は学校運営にどのように関わっていたのですか?) そうですね、保護者は校長が望んだ場合にのみ学校運営に関わっていました。ほとんどは資金調達ですね。だから保護者は協議会をもっていました。そしてその学校に通う子どもの保護者ですが、協議会は単なる資金調達のために組織されていました。おそらくは保護者が望む情報提供が多少はあったでしょうが、校長が保護者にやらせることというのは、それ以上のものはなかったのです。…中略…(筆者：それでは校長次第ということですね?) まさにそうです。校長と保護者の関係次第ですし、校長が保護者協議会に対してどの程度心地よくいられるか次第でした。

他方で、制度化以来、校長の保護者の学校運営参加に対する理解は、徐々に良くなっていると感じている保護者もいた。

保護者参加に喜んで応じる本当に良い管理職も実際にいますし、そうした学校は素晴らしい学校です。そういう学校をたくさん見てきました。しかし、それが標準とは言いませんし、まれとも言えませんが、それがより普通になってきています。私たちは学校に深く参加したいし、彼らはそれをともに理解しより良い方向に向けて活動しています。(MAPC 職員)

それでは、保護者の学校運営参加あるいは保護者協議会に対する教員の態度はどうだろうか。上述の MAPC 職員のコメントにあるように、歴史的に見た時には、保護者の学校運営参加については校長だけでなく教員からも反発があったという。教員は保護者は多くの問題をもたらす可能性があるため、教室に入ってきたり、深く関与することを望んでいなかったという。他方で ACSL 規則によると、教員は ACSL に指定メンバーとして参加することになっているが、その他の形態の保護者協議会については明文の規定はない。この点について例えば W 教育区職員である MAPC 保護者委員 D によると、W 教育区では保護者協議会でも教員代表の設置と会議への出席を奨励しているということであり、MAPC 保護者委員 A によると、典型的には 1 名か 2 名の教員が出席しているという。そのような中で教員が自ら会議に参加するのは、保護者協議会に資金調達を頼みたいから、という点が指摘された。

いくつかの学校では、会議に出てくるのは保護者協議会から何か欲しい教員だけです。彼ら

は、例えば新しいバンドの道具がほしいから保護者協議会に資金調達を望んでいたりするのです。(MAPC 職員)

保護者協議会は資金調達をするので、それが私たちのほとんどの役割なのですが、教員は資金がほしい時に会議に出席するのです。彼らは自分たちでもできるのですが、保護者は学校に参加するために何かすべきことを与えられていますから、教員はお金がほしい時に会議にやってくるリクエストをするのです。そういう風にして教員は保護者協議会に関わっていません。(校長会)

そして保護者協議会に出席することは自分たちの仕事とは考えていないため、自ら保護者協議会会議に出席してくれる教員を見つけるのは非常に難しいと話していた。

他方で MAPC 職員は、たとえ教員代表が出席していてもそれは校長に指示されたから出席しているのであり、発言もせず、むしろ両者の間には壁が存在するということを指摘していた。それは特にある学校の教員が自分の子どもを同じ学校に通わせている場合、その教員は保護者とも校長とも難しい関係性になるということであった。

いくつかの学校では保護者参加に努力しているため、ときには保護者よりも教員が多い場合があるんです。そしてそれはよいことではありません。つまり、私たちは関心のある人々を集めますが、その中にはその学校のスタッフである保護者もいるため、他の保護者は数で負けていると感じ、この人が自分の子どもを教えている、こんなことを言ったらどうなるだろうかと感じます。(筆者：人質ですか?) はい、そう感じる保護者もいるでしょう。教員にその意思があるとは思いませんが、保護者にそういう認識があったら自由に意見を言えません。

(MAPC 職員)

私はたくさん小さな町が一緒になったコミュニティに住んでいる教員を数人知っていますが、彼らは保護者協議会に近づかないようにしています。なぜなら自分は学校の教員だけど保護者でもある、でも他の保護者は自分を保護者としてというよりも教員としてみるかもしれない、あるいは管理職に対しても、自分の上司が同席している場でどうやって保護者としての意見を言えるのか、という風に心地悪い感情を持つというのです。(MAPC 保護者委員 A)

(5) 保護者参加の効果

保護者が学校運営に参加することによってどのような効果が得られるのかについては、多くの関係者から学校の情報を得ることができる、学校や教員のことが理解できるようになる、情報を共有できる、他の保護者と知り合いになれるなど、保護者委員となって会議に出席した際に得られる個人的メリットが指摘された。

保護者協議会はスタッフを知るための機会だと感じています。よく会合に教員代表が来られますが、それは彼らをもっとよく知るすばらしい機会であり、特に私たちの子どもの先生じゃない先生を知ることができる機会です。私たちは学校で何がおこっているのかに関する多くの情報を得ていると本当に思いますし、質問をし意見を聞けるすばらしいフォーラムだと

思います。(Z 小保護者委員)

情報を共有できるところがよいところだと思います。ちょっと前に私たちは「参加」について話しましたが、どのレベルの参加が可能なのか保護者は認識していないと思います。保護者のいくらかはどんな理由でも参加したくないのかもしれませんが、何人かは何ができるかを認識すらしていません。私はほぼ初めて保護者協議会の会議に現れた保護者が、「あなたたちがこんな議論してたなんて知らなかった」、「私たちが意見を言えるなんて知らなかった」、「こんなことが起こっているなんて知らなかった」と言っていました。ですから、他の人がなにをやっているのかをについて学べるという点である種の価値があります。(MAPC 保護者委員 A)

それでは政策側は保護者の学校運営参加の効果をどのように捉えているだろうか。例えば州教育省職員 A は保護者の学校参加は学校風土を改善するということと、保護者が学校とつながっていることで子どもはよりサポートされていると感じることができると述べていた。ただし、このコメントは一般論として語られたものであり、具体的な事例やデータに基づいて答えられたものではなかった。他方で州教育省職員 D は、しつけや出席の問題について、保護者の学校運営参加は、「成績ほど明確ではないが」という条件付きではあるが、肯定的な影響があると話していた。他方で、上述したが、州教育省職員 D は ACSL を制度化した目的の一つとして保護者の意見を学校運営に反映させるよう校長に義務づけるという政策意図があったと述べていたが、それは達成されていないと語っていた。そして州教育省職員 D は、手続きが複雑等の理由で従来型の保護者協議会から ACSL に移行する学校が少ないこと、教員や校長の選任にほとんど影響力を有していないことなどを根拠として、ACSL は立法時の想定通りにはならなかったと語った。

ACSL は私たちがそうなるだろうとおもったようにはなりません。本当にならなかったんです。私たちはみんな ACSL が欲しいと思っていました。私たちは ACSL はそうなると思っていました。…中略…大部分において私たちは保護者は我々の考えに乗って来るとおもったのですが、それは起こらなかったのです。

4. 保護者の学校運営参加の課題と展望

マニトバ州では長い間、保護者の学校参加は事実として行われてきた。しかし、事実として行われてきたためにその参加形態や組織の名称、学校運営における位置づけなどは様々であった。保護者参加の形態が複数あるということは教育機会の不平等につながる可能性もあり、州教育省は 1996 年に ACSL を制度化することによってその平準化を図り、ACSL に学校運営上の一定の権限と責任を付与した。また州教育省職員 D が指摘するように、保護者の意見を学校運営や授業実践に反映させることに消極的な校長や教員のいわば「独善」を防ぐという意味もあった。更に 2012 年には法律 14 号の制定により、保護者組織の名称は何であれ、校長は年次学校計画の策定に際しては保護者組織と協議することや保護者組織への情報の提示等をしなければならないこととなり、保護者組織の学校運営における影響力は、少なくとも法制度的には、高まることになった。しかし、保護者参加自体が広がらず、また意思決定への関与の深化も見られず、多くの場合従来の資金調達組織あるいは学校支援組織に留まっており、政策立案者の想定通りにはならなかった。だとすれば、マニトバ州のここ約 20 年の改革

は失敗に終わったということになるのだろうか。ここではいくつかの視点から政策評価及び今後の展望を行い、本稿の結論に代えたい。最後に本研究が有する限界についても言及することとする。

(1) 課題と展望

① 必置か選択設置か？

マニトバ州で言うところの保護者協議会、あるいはより一般的には「学校協議会」と呼ばれる合議制機関の学校への設置は、上述の通りカナダ諸州でも1990年代以降進められてきたが、法令の規定では10州中6州で各校に必置となっており、設置することが「できる」という規定になっているのはマニトバ州の他には、現在ではPEI州とノバスコシア州、そして2002年以来各校に「学校企画協議会（School Planning Councils: SPC）を設置することが義務化されていたが2015年に廃止されたため、現在では保護者の求めがあった場合に保護者助言協議会を設置するということになっているBC州の4州である。それでは、マニトバ州の設置形態はどのように評価されるであろうか。

マニトバ州では、従来型の保護者協議会は法的根拠なく事実として設置運営されてきたが、法的根拠をもって設置運営されるのはACSLのみである。そして各校にACSLを設置するかどうかは当該学校に自分の子どもが在籍する保護者10名以上が要求した場合に校長は設置会合を開き、その他の保護者を含めたそこでの議論を通して設置するかどうかが決定的される。つまり、法的には保護者の求めに応じて、ということになる。ということは、従来の保護者協議会とACSLの権限と責任の違いを認識し、従来の保護者協議会よりも深く学校運営に影響力を行使することを望む保護者が一定数いる場合に初めて、ACSLが設置されることになる。ここでは、果たしてそうした意識の高い保護者がそれほど存在するのかが問題となる。つまりそれが、マニトバ州でACSLの設置がなかなか進まない理由の一つであろう。データにおいても、ACSLが担う責任に保護者がある種の「恐怖」を感じているのではないかと、いう懸念も示されていた。だとすれば、保護者に過度の責任を負わせることを回避するという意味で、保護者が望んだ場合設置できるという選択設置形態を維持することも妥当なように思われるし、州教育省職員Dによるとそれが選択制にした理由の一つでもある。しかも、法律14号の制定により、校長は年次学校計画の策定に際して、名称は何であれ保護者組織と協議することを義務づけられ、その他の情報提供もしなければならないことになっている。そう考えると、従来の保護者協議会でも十分ではないか、という議論も十分あり得る。

他方で、ACSLは年次学校計画策定に際して校長と協議することのほかに、その他の形態の保護者組織には明文上の根拠のない事項、例えばACSL規則には予算や生徒指導など9項目が列挙されており、これらについて校長に助言することができることになっている。ただしこれらはあくまでも「可能規定」であって、「しない」という選択肢もあり得る。他方で「義務規定」としては「保護者間のコミュニケーションを促進し、保護者の利益を代弁すること」や情報提供などアカウンタビリティを果たす手段を確立することの2項目に過ぎない。そしてこうしたことはACSLでなくとも、従来の保護者協議会であっても可能だろうし、これまでも行ってきたということも十分考えられる。新規に行うにしても、保護者にそれほどの負荷がかかるとは考えにくい。他方で、従来の保護者協議会に留まっている限り、ACSL規則の「可能規定」に列挙されているような事項について保護者集団としての意見を述べたくても、それを聞くかどうかは校長の判断次第ということになる。それがACSLであれば法的根拠を有することになるため、校長もその意見を尊重しなければならなくなる。また、その9項目のいずれかに該当する事項について保護者集団としての意見を集約し提示するような必要性が生じても、そこからACSLの設置に向けて動き出すとなると、その条件が満たされるまでに相当の期間が

かかることが予想される。他方で、少なくとも筆者がインタビューを行った保護者委員の多くは、今後はより深い形で学校運営に関わりたいと述べていた。だとすれば ACSL という一定の権限をもった協議機関は必置として、ただし義務規定は保護者の負担を考えなるべく抑え、可能規定をメインとして、ACSL が保護者集団として効果的に機能できる力量を身に着けたとき、あるいは可能規定に盛り込まれた事項について保護者集団として意見を述べる必要性が生じたとき、すぐにそうできるように ACSL を、いわば「保険」として、全校必置制にしておくというのも一つの取り得る手段である。可能規定は実施しなくても構わないのであり、他方で従来の資金調達活動も可能規定に含まれているため、望まない場合は従来の保護者協議会と同様の機能のみ果たす、ということにして、保護者の学校運営参加を深化させるためのその他の政策を別枠で立案・実施するというのも、一考の価値があるように思われる。

② 意思決定への参加か後方支援か？

前項とも関連するが、データからは、多くの保護者協議会は資金調達活動の実施等、学校の後方支援組織としてのみ機能し、校長や教員への具体的な助言等を通じた学校意思決定への参加機能は果たしていなかったことが読み取れた。とすると、やはり ACSL の制度化は失敗だったのだろうか。学校運営が校長や教員だけでうまくいっている、少なくとも保護者が学校意思決定過程において意見を述べる必要性を感じていないのであれば、ACSL が後方支援機能のみ果たしていたとしても、特に問題視することではないだろう。ただし、その必要性が生じた場合のことを考え、保護者が学校意思決定過程において意見を述べ、校長や教員がそれを適切に尊重するような公的ルートは整備しておく必要がある。ゆえに、無理にすべての ACSL に学校運営に参加するよう政策的に誘導したりする必要はないし、反対に学校運営に事実上参加していないのだから不要であるということにもならないであろう。職員 A も言及していたし、一般論としてよく言われることでもあるが、特に学年が低い場合、保護者が学校と密接につながっていることに子どもは安心感をもつであろうし、保護者も何かあった時に、教員ではなく自分と同じ立場にいる他の保護者に相談をする公的ルートが存在していた方が安心できるだろう。「保護者同士が知り合いになれる」ということを保護者協議会活動の利点として挙げている保護者委員もいたが、そうした保護者間の関係づくりが子どもの学校生活を充実したものにするのであれば、後方支援機能しか果たしていないとして保護者協議会を軽視することはできないだろう。

③ 校長・教員と保護者との関係づくり

データにおいては、従来は校長や教員は学校運営への保護者参加について否定的な考えを持っている場合が多かったが、校長に関しては近年理解を示す校長が増えているというコメントがあった。実際にインタビュー調査を行った F 高校長も Z 小学校長も、保護者参加の重要性を認識し、それを推進しようとしていた。他方で教員に関しては、資金調達活動を頼む時だけ保護者協議会の会議にやってくるが、日常的には「自分の仕事ではない」と感じている教員が多いのではないか、ということだった。インタビューでは、特にこのことについて今後を展望するデータは得られなかったが、今後特に教員に焦点を当てた調査を実施する必要がある。

④ 保護者委員と一般の保護者の関係づくり

データからは、保護者委員と一般保護者との間には保護者協議会の取組みへの「温度差」が存在することが読み取れた。保護者委員からは、保護者による学校運営参加の深化に対する希望や期待が聞かれたが、それが一般の保護者と共有されていないがゆえにメンバーの固定化が生じているものと思われる。インタビューでは、新規委員をリクルートするに際しては、「面と向かって話をする」、「会議を夜開く場合は軽食を用意しておく」、「保護者に何を求めているのかについて明確にしておく」、「保

護者参加の必要性を具体的に説明する（例えば「こういうことをしたいから、こういう風な形で参加してほしい」など）等のことが指摘されたが、どれほど実効性があるかは不明確である。日本のPTAでも役員のみ手がいないという同様の問題を抱えている。今後も同様の研究を日本 - カナダ比較の観点から進めていく必要がある。

(2) 本研究の限界

本研究は、カナダ・マニトバ州の学校及び学校関係者を対象とし、インタビュー調査、観察調査、関連文書の収集等を通してデータを収集・分析した質的調査研究であるが、およそあらゆる研究がそうであるように、本研究にも本研究に固有の限界や、質的調査方法に内在する限界が存在する。

本研究固有の限界としては、まずサンプリングが挙げられる。上述の通り本調査の準備段階において、筆者は州教育省職員 A とコンタクトをとり、インタビュー調査や保護者協議会会議の観察のための諸々の調整を依頼した。そのためサンプリングに関して筆者が直接関わっていないということは、その体系性において限界がある。また、サンプリングに際してはこれを行った調査協力者の主観が作用している可能性もある。例えば本研究では校長 2 名にインタビューを行ったが、両者ともに学校運営への保護者参加に肯定的であった。しかし多くの保護者委員からは保護者参加に否定的な校長のことが多く述べられていた反面、そうした校長とはインタビューを行っていないため、なぜ保護者参加に否定的なのかを直接聞くことはできなかった。他方で、調整を依頼した段階で、州教育省職員や教育委員会職員、校長や保護者委員など、なるべく多様な当事者とインタビューしたい旨伝えていたため、教員を除いてほぼすべての種類の当事者にインタビューすることはできた。あるいは ACSL 制度化に関わった州教育省職員 D をサンプルに含めたのは職員 A の主観による目的的サンプリングであると考えられるが、それゆえにかならずしも関連文書等には表れてこない政策立案者の意図をあきらかにすることができた。そのため、これが深刻な限界であるとは言えないだろう。また、遠隔地ということで、複数回のインタビューや観察の実施ができなかったことは、調査の深度という意味で限界となる可能性がある。しかし、インタビューや観察を複数回行えないことを前提として事前準備を周到に行ったため、実際に現地調査を終えて追加的に情報収集が必要だったということは、インタビューや観察調査に関してはなかった。そのためこの点に関する限界についても、最低限に食い止めることができたと言えよう。

メリアム (2004) によると、質的調査方法に内在する限界としては、妥当性と信頼性が挙げられる。妥当性とは内的妥当性と外的妥当性に分けられ、前者はいかに調査結果がリアリティ（日常世界・現実世界）に即しているかという問題であり、後者はある調査結果がどの程度他の状況に適用できるかという問題であり、一般化可能性と言い換えることもできる。信頼性とは、調査結果がどの程度再現され得るかを意味するものである。筆者は以前拙著（平田，2007）において、これら質的調査方法に内在すると言われる限界は量的調査方法のパラダイムから見たときの限界であり、異なる研究目的を有する質的調査方法の限界として指摘するにはかならずしも適当ではない、と指摘したが、それは本研究にも当てはまるだろう。

質的調査方法の目的は、データの一般化性、信頼性、妥当性を追及することではない。これらは量的調査方法パラダイムにおいて追求される研究上の目的であって、質的調査方法パラダイムが追求する目的は他にある。量的調査方法は調査対象から離れた場所で行われ（distant）、質問項目は厳格に構造化（structured）されており、調査対象は広く（wide）、目

的は仮説を検証することである (confirmation) のに対し、質的調査方法は調査対象と密接 (close) に相互作用をもちながら、状況に柔軟に対応するために厳格には構造化されていない (unstructured) 質問項目を用意し、そこで得られるデータは豊かかつ深い (rich and deep) ものであり、調査目的は新たに見つけ出す (emergent) ことである (Bouma & Atkinson, 1997)。つまり、主観性もポジティヴィズム・パラダイムの観点から見ると短所のように思われるが、ポストポジティヴィズム・パラダイムにおいてはその方法論上の特徴として必然的に含まれるものであり、だからこそ調査参加者の「声」がより深く調査されるのであって、知見深く豊かなデータが得られ得るのである (Guba, 1990)。(平田, 2007, 118 頁)

もちろん、例えば調査協力者をなるべく多様な属性にするよう依頼したり、複数の学校の保護者委員とインタビューしたりすることで一般化可能性を高めたり、複数人に同じ質問をすることによって現実に沿ったデータの提示となるよう努めたり等の対処は行った。本研究の限界として指摘され得るこれらの事項すべてを克服しているとは言い切れないが、上述したように質的調査方法に特有の文脈で見たとき、本研究の意義を極度に低めるようには作用していないものと思われる。

【参考文献】

- ・ 岩崎美紀子 (2002) 『行政改革と財政再建 - カナダはなぜ改革に成功したのか - 』御茶の水書房。
- ・ 浦野東洋一 (2001) 「今なぜ『開かれた学校』なのか」浦野東洋一編『学校評議員制度の新たな展開 - 「開かれた学校」づくりの理論と実践 - 』学事出版。
- ・ 浦野東洋一 (2003) 「『開かれた学校づくり』のフィールドワーク」坂田仰他編『開かれた学校とこれからの教師の実践』学事出版, 226-236 頁。
- ・ 川端裕人 (2008) 『PTA 再活用論 - 悩ましき現実を超えて - 』中公新書ラクレ。
- ・ 坪井由実 (2009) 「書評 1 平田淳著『「学校協議会」の教育効果に関する研究 (東信堂, 2007 年, 448 頁)』」日本教育行政学会『日本教育行政学会年報・35』268-271 頁。
- ・ 仲田康一 (2015) 『コミュニティ・スクールのポリティクス - 学校運営協議会における保護者の位置 - 』勁草書房。
- ・ 平田淳 (2000) 「カナダ・オンタリオ州におけるスクール・カウンシルの現状と課題」日本教育制度学会『教育制度学研究』第 7 号, 209-216 頁。
- ・ 平田淳 (2003a) 「カナダの『スクール・カウンシル』」坂田仰他編『開かれた学校とこれからの教師の実践』学事出版, 221-224 頁。
- ・ 平田淳 (2003b) 「学校評議会の新しい動き - 諸州におけるスクールカウンシル - 」小林順子他編『21 世紀にはばたくカナダの教育』東信堂, 140-146 頁。
- ・ 平田淳 (2007) 『「学校協議会」の教育効果に関する研究 - 「開かれた学校づくり」のエスノグラフィ - 』東信堂。
- ・ 平田淳 (2010) 「アルバータ州における新自由主義教育改革とチャータースクール制度に関する一考察 - その成立背景と制度設計を中心に - 」日本カナダ学会『カナダ研究年報』第 30 号, 1-17 頁。
- ・ 平田淳 (2012) 『カナダにおける「開かれた教育行政」及び「開かれた学校づくり」に関する研究 - ブリティッシュ・コロンビア州に焦点を当てて - 』第 13 回「開かれた学校づくり」全国交流集会 (獨協大学) 口頭発表資料。

- ・ 平田淳 (2014) 「ユークン準州における先住民教育参加要求と教育行政・学校運営参加制度－教育委員会・学校協議会と先住民保障代表制度を中心に－」カナダ教育学会『カナダ教育研究』No. 12, 19－36頁。
- ・ 平田淳 (2015) 「サスカチュワン州における『学校地域協議会』の制度と実態」カナダ教育学会『カナダ教育研究』No. 13, 23－40頁。
- ・ 平田淳, 成島美弥, 坂本光代 (2003) 『子どもを第一に考えよう』とオンタリオ州における新保守主義的教育改革」小林順子他編小林順子他編『21世紀にはばたくカナダの教育』東信堂, 63－92頁。
- ・ メリアム・S.B. 著 (堀薫夫, 久保真人, 成島美弥訳) (2004) 『質的調査法入門 - 教育における調査法とケース・スタディ - 』ミネルヴァ書房。
- ・ Bouma, G. D. & Atkinson, G. B. J. (1987). *A handbook of social science research: A comprehensive and practical guide for students*. Oxford: Oxford University Press.
- ・ Duttweiler, P. C. & Mutchler, S. E. (1990). *Organizing the educational system for excellence: Harnessing the energy of people*. Texas: Southwest Education Development Laboratory.
- ・ Guba, E. G. (1990). Subjectivity and objectivity. In E. W. Eisner & A. Peshkin (Eds.), *Qualitative inquiry in education: The continuing debate* (pp. 74-91). New York: Teachers College Press.
- ・ Harvard Family Research Project (2007). *Family makes a difference: Evidence that family involvement promotes school success for every child of every age*. Retrieved April 28, 2016, from the World Wide Web: <http://www.hfrp.org/publications-resources/publications-series/family-involvement-makes-a-difference/family-involvement-in-middle-and-high-school-students-education>.
- ・ Liske, Lonnie, (2011). *Not many parents, not much involvement: A study of parent-centered school partnership councils in three rural Manitoba school*. M. ed. Thesis, Winnipeg: University of Manitoba.
- ・ Manitoba Education (2016). *Schools in Manitoba*. Retrieved April 22, 2016, from the World Wide Web: http://www.edu.gov.mb.ca/k12/schools/sb_contacts.html.
- ・ Manitoba Education (1994). *Renewing education: New Directions – A blueprint for action*. Retrieved April 26, 2016, from the World Wide Web: <http://www.edu.gov.mb.ca/k12/docs/policy/blueprin/index.html>.
- ・ Manitoba Education (n. d. a). *Going to school in Manitoba*. Retrieved April 14, 2015, from the World Wide Web: <http://www.edu.gov.mb.ca/k12/schools/gts.html>.
- ・ Manitoba Education (n. d. b). *Schools of choice*. Retrieved April 14, 2015, from the World Wide Web: <http://www.edu.gov.mb.ca/k12/schools/choice/index.html>.
- ・ Manitoba Education, Citizenship and Youth (2005). *School partnership: A guide for parents, schools, and communities*. Retrieved April 27, 2016, from the World Wide Web: http://www.edu.gov.mb.ca/k12/specedu/school_partnerships/pdf/School_Partnerships_Complete.pdf.
- ・ MAPC (2014). *Resource guide for Manitoba parent advisory councils: Developing best practice for parent groups in schools*. Retrieved May 2, 2016, from the World Wide Web: <http://rosenort.rrvsd.ca/files/MAPC%20Resource%20Guide%20for%20MB%20Parent%20Advisory%20Councils%20Apr%20201.pdf>.
- ・ Murphy, J. & Beck, L. G. (1995). *School-based management as school reform: Taking stock*. California: Corwin Press Inc.

¹ 決議文の全文は, (Liske, 2011) の添付資料あるいは次の URL を参照されたい。

<http://mapc.mb.ca/PDFs/Position%20Statements/Equal%20Status%20for%20PAC%20FINAL.pdf> (2016年5月2日採取)。

² 次の URL を参照されたい。<http://mainichi.jp/shimen/news/20140421dde012100008000c.html> (2014年5月14日採取)。

³ 文部科学省 (2015) 『平成 27 年度学校基本調査 (確定値) の公表について』文部科学省。URL は以下の通り。

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2016/01/18/1365622_1_1.pdf (2016年5月27日採取)。

⁴ 文部科学省初等中等教育局参事官付運営支援企画係 (n. d.) 『コミュニティ・スクールの指定状況 (平成 27 年 4 月 1 日)』文部科学省。URL は以下の通り。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/shitei/detail/1358535.htm (2016年5月27日採取)。また、括弧内はコミュニティ・スクールの設置割合である。公立学校数とコミュニティ・スクール指定校数では双方の確認時期について一か月の開きがあるが、一か月間でそれほど大きく学校数が変動することは考えにくいいため、そのまま設置割合を算出した。

⁵ 「子どもの学力」というとき、英語圏では「student performance」あるいは「student achievement」と表現されることが多いが、この場合学力とは数値化可能ないわゆる「テストの点数」を指すことが多い。そのため本稿において「学力」というときも、基本的には同様の意味で用いている。他方で生徒参加を中心とした学校協議会の取組みの教育効果について実証的に明らかにした拙著 (平田, 2007) に対する書評の中で、坪井 (2009) は、学校協議会の取組みは従来の学力観の捉え直しを迫っており、学校協議会のエンパワーメント機能によって得られる能力は OECD の「キーコンピテンシー」という世界標準の能力とも相通じると指摘している。つまり、筆者は学校協議会の教育効果として「エンパワーメント」という概念を提示したが、「学力」をより広い文脈の中で捉え、これをエンパワーされた結果得られる様々な能力を含むものと再定義した場合、一定の条件の下、学校協議会の取組みは子どもの「学力」向上に直接的に影響する、ということと言える。

⁶ 次の URL を参照されたい。<https://www.lrsd.net/School/Community-of-Schools/Pages/default.aspx> (2016年5月19日採取)

⁷ マニトバ州全体で何校の保護者協議会が ACSL になったかについては、州教育省職員すら把握していなかった。

【附記】

本稿は、科学研究費補助金 (基盤研究 (C) 課題番号 23531037) の研究成果の一部である。

(2017年2月10日 受理)